

ごみ減量化・資源化協力店を募集しています

市では、市民の皆さんから資源を回収するなど、ごみの減量化にご協力頂くために、スーパーマーケットや商店と一体となったごみ減量化・リサイクル活動の一環として「ごみ減量化・資源化協力店」制度を設けています。この制度は、各家庭の資源回収の拠点として、また環境対策のPR窓口としてご協力頂き、市民・行政・事業者が共同してごみの減量と環境保護の行動をしようとするものです。

▼市民の資源回収の拠点として、資源物の回収・選別・保管・資源化への協力
▼簡易包装の推進、買い物



協力店にはこのようなプレートが表示されています

東久留米市ごみ減量化・資源化協力店

商店名	25年3月31日現在								
	簡易包装	買物袋持参奨励	使い捨て容器の抑制	詰め替え販売	商品販売	リサイクル可能商品販売	紙パック回収	トレイ回収	その他
イトーヨーカドー東久留米店	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ザ・プライス滝山店	○	○	○	○	○	○	○	○	○
西友ストア東久留米団地店	○	○	○	○	○	○	○	○	○
マルエツ東久留米店	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ととや 小島商店	○	○	○	○	○	○	○	○	○
とまとや	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スーパーヤマザキ滝山店	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スーパーヤマザキ東久留米東口店	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スーパーヤマザキ東久留米西口店	○	○	○	○	○	○	○	○	○
スーパーヤマザキ西久留米店	○	○	○	○	○	○	○	○	○

▼消費者にごみ減量・資源の節約・環境保全などの呼び掛け、啓発活動の実施など、市が定める13の「ごみ減量化・資源化推進項目」のいずれかを実施する店舗
現在、左表のスーパーマーケットや商店が指定されています。詳しくは同課☎473・2117へ。

児童手当・児童育成手当 現況届の提出をお忘れなく

児童手当、児童育成手当を受給している方は、現況届の提出が必要です。現況届は、毎年6月1日現在の状況により、引き続き手当を受けるための要件を満たしているかどうかを確認するものです。現況届が未提出の場合、6月以降の手当が受けられなくなりますので、ご注意ください。



児童手当が勤務先から支給

されている公務員の方は、市での手続きはありません。世帯ごとに該当する現況届をまとめて、6月中旬に郵送しますので、必要事項を記入し、添付書類をご用意の上、次の通り提出してください。

乳幼児医療費助成制度・義務教育就学児童療養助成制度現況届が変更になります。昨年までは、医療証更新のために現況届を提出していたのですが、25年度から、市に所得情報がある方(25年1月1日に住民登録のある方)は、現況届の提出が不要になりました。

児童手当・児童育成手当を振り込みます。2月・5月分の児童手当を指定預金口座へ振り込みます。また、ひとり親手当の児童育成(障害)手当(2月・5月分)も6月が定例払いの月です。

提出方法 次の通り
①児童手当Ⅱ郵送で提出してください。返信用封筒を同封しています
②児童育成手当Ⅱ直接子育て支援課(市役所2階)へ提出してください。現況届

出してください
が未提出の場合、10月以降の医療証の交付が受けられなくなりますので、ご注意ください。
※現在受給していない方も、所得額の変更・扶養人数の変更などにより受給できる場合があります。

児童手当・児童育成手当を振り込みます。2月・5月分の児童手当を指定預金口座へ振り込みます。また、ひとり親手当の児童育成(障害)手当(2月・5月分)も6月が定例払いの月です。詳しくは子育て支援課☎470・7736へ。

受験生チャレンジ支援貸付事業をご活用ください

都では受験生(中学3年生・高校3年生)を持つ一定以下の所得世帯の世帯主(生計中心者)に対し、学習塾などの費用や受験費用について、無条件で貸し付けを行います。条件により返済も免除となる場合があります。

都民住宅(東京都施行型) 入居者を募集します

都民住宅の入居者を次の通り募集します。都民住宅は中堅所得者向けの賃貸住宅です。
【申し込み資格】詳しくは募集案内をご確認ください(単身の申し込み不可)
【募集案内の配布場所・配布期間】土曜・日曜日を除く6月3日(月)～12日(水)に都市計画課(市役所5階、都庁、都内各市区役所、町村役

塾などの費用を貸し付けます。
【貸付金額】受験料貸付金 中学3年生Ⅱ2万7400円、高校3年生などⅡ10万5000円
▼学習塾等貸付金 中学3年生および高校3年生などⅡ20万円(いずれも上限額)
【利用できる方】次の①～⑦全てを満たす方
①引き続き1年以上都内に居住している②20歳以上の世帯主(生計中心者)③課税所得が60万円以下または総収入が260万円以下(1人扶養

この運動は、暴走族による各種不法事案を未然に防止し、併せて、一輪車などによる交通事故防止および青少年の健全育成を図るため、都、警視庁、市区町村、関係機関・団体と緊密な連携を取りながら、暴走族を許さない環境作りと暴走族に対する総合的対策を、地域ぐるみで推進することを目的としています。
家庭でも、「暴走行為」の危険性・迷惑性について子どもに教えるとともに、スピードの出し過ぎや無謀運転による交通事故を防ぐため、命の大切さや事故を起こした場合の責任など、交通安全について、普段から話し合ひましょう。
また、子どもの非行やいじめ、犯罪などの被害に遭いつついたら、迷わずに警視庁ヤング・テレホン・コーナー☎03・3580・4970へ相談しましょう。

6月は「東京都暴走族追放強化期間」です

居住費・食費の負担が軽減される
特定入所者介護サービス費制度をご利用ですか
介護保険施設サービス利用者の居住費・食費は原則自己負担となりますが、所得区分に応じて上限が設けられ、これを超える利用者負担はありません。これを「特定入所者介護サービス費」といいます。
【対象となるサービス】特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所生活(療養)介護・介護予防短期入所生活期間が満了しますので、更新の申請書を

募集



清掃作業臨時職員
【勤務時間】土曜・日曜日を除く午前8時半～午後5時
【募集対象人員】体力に自信のある方。若干名
【業務内容】小型家電選別業務・清掃作業補助(粗大ごみ)
詳しくは同課へ。
収集業務助手、瓶回収コンテナ設置業務助手、粗大ごみ解体資源化業務など)ほか【賃金など】1時間当たり1350円。社会保険あり。作業着一式は貸与
申し込みは履歴書(写真貼付)をご用意の上、6月14日(金)までに、電話でごみ対策課☎473・2117へご連絡ください。その際に、面接日を決定します。
※採用は、書類選考と面接の上、決定します。詳しくは同課へ。